

健衛発第0330001号
平成21年3月30日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行に関する留意事項について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第61号）が平成21年3月30日に公布されたところであり、その改正の趣旨等については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成21年3月30日付け健発第0330017号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）により、既に示しているところであるが、本改正に関する留意事項は下記のとおりであるので、円滑な運用につき御配慮をお願いする。

記

第1 登録業者等の団体の指定の基準の規定について

本改正において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第12条の6第1項の規定に基づく指定の基準が新たに規定されたところであるが、同条第2項各号に掲げる指定団体が行う業務については、別記に示すものがあるので、法第12条の2の規定に基づき事業の登録を受けた者に対する指導等に当たり、参考とされたいこと。

第2 飲料水の水質検査項目の改正について

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第174号）が平成21年4月1日から施行されることに伴い、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に掲げる項目のうち、「シスー1，2－ジクロロエチレン」に係る水

質基準が「シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン」に変更され、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」に係る水質基準値について、「5 mg/l 以下であること。」から「3 mg/l 以下であること。」に改められるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づく水質検査を実施するに当たり、これらの改正内容についても留意するよう、局長通知第2の2とともに関係者に周知されたいこと。

別記

法第12条の6第1項の規定に基づき指定された団体が行う業務の例

- ①登録業者の業務を適正に行うため必要な技術上の基準の設定
 - ・法第12条の2第1項各号に掲げる事業に係る技術上の基準の設定

- ②登録業者の求めに応じて行う業務の指導
 - ・登録業者が維持管理を行う特定建築物に対する法第11条第1項に基づく立入検査等における指摘事項に対する指導
 - ・登録業者の営業所に対する法第12条の5第1項に基づく立入検査等における指摘事項に対する指導

- ③登録業者の業務に従事する者に対するその業務に必要な知識及び技能についての研修
 - ・規則第25条第3号ロの規定に基づく登録業者が自ら行う従事者に対する研修の指導を行う者を育成する講習の実施及び当該講習に係る修了証明書等の発行
 - ・規則第25条第3号ロ、第28条第5号ロ及び第29条第4号ロ等の規定に基づく従事者に対する研修の実施及び当該研修に係る修了証明書等の発行
 - ・規則第25条の2第1項、第28条の2第1項及び第29条の2第1項の規定に基づき指定団体以外の厚生労働大臣の登録を受けた者が行う従事者に対する研修の指導を行う者を育成する講習の実施